

工事監督支援補助業務総合評価落札方式実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、公益社団法人宮城県建設センターが執行する工事監督支援補助業務に係る総合評価落札方式（価格のほかに、価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、価格と技術の両面から最も優れたものを落札者とする方式）による一般競争入札に関する必要な事項を定めるものとし、その実施に関しては別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(対象業務)

第2 総合評価落札方式により委託契約を締結することのできる業務は、設計価格（消費税及び地方消費税を除く。）が500万円以上の工事監督支援補助業務において、公益社団法人宮城県建設センター業務委託指名委員会（以下「業務委員会」という。）が必要と認めた業務（以下「対象業務」という。）とする。

(落札者決定基準の設定)

第3 業務を所管する課長（以下「業務所管課長」という。）は、対象業務の落札者決定基準を定めようとするときは、定める際の留意すべき事項に関し、あらかじめ2人以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

- 2 業務所管課長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聞く必要があるかどうかについて意見を聞くものとする。
- 3 業務所管課長は、前項の規定による意見聴取の結果を業務委員会の審議に付し、業務委員会は対象業務の落札者決定基準を定めるものとする。
- 4 落札者決定基準は、価格以外の評価項目（以下「評価項目」という。）及び評価基準の設定、評価の方法並びに落札者の決定方法を定めるものとする。

(評価点)

第4 総合評価落札方式における評価点は、次の各号に掲げる区分ごとに当該各号に定めるものとする。

- (1) 総合評価点 価格評価点に価格以外の評価点を加えた評価点
- (2) 価格評価点 入札価格に基づいて算定した評価点
- (3) 価格以外の評価点 入札参加者の業務実績や業務理解度等から算定した評価点

(評価項目及び評価基準の設定)

第5 業務所管課長は、対象業務に係る目的、精度、技術等に関し当該対象業務の目的や

内容に応じて、入札実施の際に評価の対象とする評価項目及び評価基準を設定するものとする。

- 2 業務所管課長は、評価項目の設定にあたっては、特定の要素のみが評価対象とならないよう公公平性の確保に配慮するものとする。

(評価点の設定)

第6 業務所管課長は、予定価格に対する入札価格の割合に応じて配分した点数を価格評価点として設定するものとする。

- 2 業務所管課長は、業務の内容等に応じて、第5で設定した評価項目ごとに配分した点数を価格以外の評価点として設定するものとする。

(評価方法)

第7 業務所管課長は、第6で設定した価格評価点及び価格以外の評価点に基づき総合評価を行うものとする。

(評価の手順)

第8 入札執行者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者について、業務所管課長に報告するものとする。

- (1) 入札公告に定めた入札参加資格（登録部門・等級等）について、入札者全員の審査を行いすべての条件を満たしている者
- (2) 入札価格が予定価格を超えない者
- 2 業務所管課長は、前項各号の要件をすべて満たす者のうち、価格以外の評価を行うため、入札公告で定めた総合評価技術資料（以下「総合評価技術資料」という。）を提出した者を対象に総合評価を行うものとする。ただし、総合評価技術資料に記載のないものは除く。
- 3 価格以外の評価点は、入札者から提出された総合評価技術資料に基づき算出するものとする。
- 4 入札執行者は、第1項及び第2項で総合評価の対象とならなかった者に対して、速やかに不適格の旨を通知するものとする。

(落札者の決定方法)

第9 落札候補者は、総合評価を行った結果、総合評価点が最も高い者とする。ただし、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とし、入札価格の同じもの（以下「同点者」という。）が2者以上あるときは、そのすべての者を落札候補者とみなす。

- 2 前項の落札候補者について、業務委員会において総合評価技術資料及び評価点の最終

確認を行うものとする。

- 3 前項の確認の結果、落札者として適當と認められた場合は、落札者とみなす。ただし、同点者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者とみなす。
- 4 第2項の確認の結果、落札候補者を落札者として不適當とされた場合は、当該落札候補者に対して、速やかに不適格の旨を通知する。
- 5 前項の場合において、落札候補者がすべて不適當となった場合は、適格者が確認できるまで、前項の落札候補者を除き総合評価点が最も高い者から順次第2項の最終確認を行うものとする。
- 6 業務所管課長は、第3第2項の意見聴取の結果、学識経験者から改めて意見を聴く必要があると意見が述べられた場合には、落札者を決定するときに、あらかじめ学識経験者の意見を聴かなければならない。
- 7 業務所管課長は、前項の規定による意見聴取の結果を業務委員会に付し、入札執行者は、業務委員会の審議の結果を踏まえて落札者を決定するものとする。ただし、前項以外の場合は、業務委員会の審議を要さないものとし、入札執行者が落札者を決定するものとする。

(入札参加者への周知)

第10 入札執行者は、入札公告において別に定めがあるもののほか、次に掲げる事項について周知するものとする。

- (1) 当該業務が総合評価落札方式であること
- (2) 入札参加者の価格以外の評価を行うため、総合評価技術資料を提出すること
- (3) 総合評価技術資料の記載内容を証明する資料を提出すること
- (4) 価格以外の評価点に関する評価項目及びその配点
- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 総合評価技術資料の記載内容に対して確認の必要があると認められる場合、配置技術者に対しヒアリングを実施すること
- (7) その他必要と認める事項

(入札時に必要な書類)

- 第11 入札参加者は、入札書（見積額）に、総合評価技術資料を添付し提出するものとする。
- 2 前項の総合評価技術資料を提出しない入札書及び同資料に記載がない入札書は無効とする。
 - 3 既に提出した総合評価技術資料の訂正、差替え及び再提出は認めないものとする。

(総合評価技術資料の取扱方法)

第12 入札参加者から提出された総合評価技術資料は、当該業務の評価以外には使用しないものとする。また、資料の返却及び公表は原則として行わない。

(書類の作成費用)

第13 入札参加者が総合評価技術資料の作成及び資料の入手に要した一切の費用は、入札参加者の負担とする。

(価格以外の評価内容の履行の確保)

第14 業務の監督及び検査に当って、業務所管課長は総合評価技術資料で提出された内容の履行報告書の提出を求め、履行状況を確認のうえ評価を行うものとする。

2 評価結果については、評価以降の発注業務の入札における評価に反映するものとする。

(秘密の保持)

第15 総合評価に関する審査結果を除き、この要領に基づき入札参加者から提出された資料等は、公表しないものとする。

2 学識経験者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(入札結果の公表)

第16 入札執行者は、総合評価落札方式により落札決定した場合には、入札結果等を公表するものとする。

2 入札執行者は、入札調書に次に掲げる事項を記載し、公表するものとする。

(1) 価格点、価格以外の評価点、総合評価点

(2) 落札者とした理由

(その他)

第17 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年6月21日から施行する。